

三種町ペレットストーブ設置費補助金のお知らせ

町では、再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、地球温暖化防止および町民の環境保全意識の高揚を図るため、住宅などにペレットストーブを設置する者に対して補助金を助成します。

補助対象

- 木質ペレットまたは籾殻ペレット等を燃料として使用するものであること。
- 新規品（未使用品）であること。
- 既に設置工事に着手しているものおよび既に設置されたものでないこと。
- 当該年度の2月末日までにペレットストーブの設置を完了し、実績報告書を提出できるものであること。

補助対象者

- 個人の場合は、町内に住所を有するもので自ら居住する住宅にペレットストーブを設置する方。
- 町内に主たる事業所または営業所を有し、当該事業所にペレットストーブを設置する方。
- 自治会のほか、町長が適当と認める団体で町内の活動拠点施設にペレットストーブを設置する方。

- 町税等を滞納していない方。（個人の場合は、本人および同一世帯に属する者全員が、町税等を滞納していない方。）
- 過去の当該補助金の交付を受けていない方。（補助台数は1世帯、1事業者または1団体等につき1台限り）

補助金の額

- 補助対象経費の2分の1に相当する額とし、上限は10万円。

申込受付

- 申込期間 4月1日から
- 申込場所 企画政策課企画係
- 申込方法 交付申請書および見積書の写し等添付書類を提出してください。
- 予算の範囲内で助成対象者を決定します。助成対象者となった方に交付決定通知書を送付します。

三種町住宅用太陽光発電システム設置費補助金のお知らせ

再生可能エネルギーの利用促進を図り、二酸化炭素を排出しない自然エネルギー利用の普及促進と、地球温暖化防止および町民の環境保全意識の高揚を図るため、町が住宅用太陽光発電システム設置費助成事業の補助金を交付する制度です。

【対象者および対象補助システム】

- 町民自らが居住する町内の住宅に設置する個人または法人で、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定を受け、電灯契約している町民。（ただし店舗・事務所との兼用の場合は延べ床面積の2分の1以上が住居として利用されているもの。）
- 町内に太陽光発電システム付き住宅を購入する方。
- 同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。
- 過去にこの事業による補助金の交付を受けていないこと。
- この事業による補助金は、補助システム1機につき1回。また同一人に対しても1回。

【補助システムの要件】

- 新規品（未使用品）であるもの。
- 太陽光電池の出力が10Kw未満であること。
- 太陽光普及拡大センター（J-PEC）の定めた技術仕様書に適合するもの。

- 電力会社と電灯契約および余剰電力の売電契約を締結できるもの。
- 当該年度の3月20日までに所定の実績報告書を提出できる工事。（変更になる場合があります。）

【補助金額】

- 5万円に補助対象システムの最大出力（単位はKw）を乗じて得た額とし、上限は25万円。

【申込受付】

- 申込期間 4月1日から
 - 申込場所 企画政策課企画係
 - 申込方法 交付申請書および国補助「補助金申込受理決定通知書」の写し等添付書類を提出してください。
 - 予算の範囲内で助成対象者を決定します。助成対象者となった方に交付決定通知書を送付します。
- ※補助を受けた方には、発電量の報告やアンケート調査などに協力していただきます。